

新潟県民会館会議室使用料表

(令和元年10月1日現在)

◇ 施設使用料

(単位:円)

施設名	区分	午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	全日 (9:00~22:00)
第1会議室		4,820	6,750	6,970	17,200
第2会議室		3,440	4,700	4,850	12,100
第3会議室		3,440	4,700	4,850	12,100
第4会議室		3,440	4,700	4,850	12,100
談話室 A		8,690	11,500	11,500	29,000
談話室 B		5,900	7,660	7,660	19,600
談話室 A (ホール併用免除)		6,083	8,050	8,050	20,300
談話室 B (ホール併用免除)		4,130	5,362	5,362	13,720

◇ 附属設備使用料

移動用拡声装置(一式)	3,010	プロジェクター(1台)	1,200
ワイヤレス送受信装置(1波)	2,420	可搬式スクリーン(4.4㎡)(1台)	430
マイクロホン(1本)	1,200	仮設電源(1キロワット)	160
マイクスタンド(1本)	430	解説台(立)(1卓)	1,040

- (注) 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定します。
2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
3 施設使用料について、使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
4 大・小ホールと併用して談話室を使用する場合は、施設使用料の70%に相当する額とします。
5 使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

[施設及び附属設備は、改修や設備更新等により変更することがあります。詳しくは係員におたずね下さい。]